

チェックシート 【②亡くなられたとき】（1 / 3）

区役所の窓口で行える主な手続を示していますが、全てを示しているわけではありません。

他の手続・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

1F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口番号	課	窓口の色
	死亡届 死亡の事実を知った日から7日以内 ■届出人の住所地、所在地、死亡者の本籍地、死亡地	親族 同居者 家主	・届出書（死亡診断書） ※印鑑登録証は、各自で処分してください。 ※マイナンバーカードは、返納義務はありません。	5	市民窓口課	オレンジ
	国民健康保険 (国民健康保険にご加入の方) 死亡した日の翌日から14日以内 ■葬祭費の支給も申請してください。(葬儀執行者が請求人となります) 【手続に必要なもの】 □会葬礼状、葬儀社の請求書または領収書のうちいずれかひとつ □葬儀執行者の金融機関口座番号のわかるもの	親族	・国民健康保険被保険者証 ・届出人の本人確認書類 (運転免許証・パスポート等)	10 12	保険年金課	ピンク
	後期高齢者医療 死亡した日から14日以内 ■葬祭費の支給も申請してください。(葬儀執行者が請求人となります) 【手続に必要なもの】 □会葬礼状、葬儀社の請求書または領収書のうちいずれかひとつ □葬儀執行者の金融機関口座番号のわかるもの	親族	・後期高齢者医療被保険者証 ・届出人の本人確認書類 (運転免許証・パスポート等)	10 12		
	重度障害老人健康管理費	親族	・重度障害老人健康管理費支給事業対象者証 (認定シール)	12		
	国民年金(加入者)	親族	・年金手帳	12	京都西年金事務所	
	国民年金(受給者)	相続人	・障害基礎年金・老齢福祉年金は、年金証書他 ・老齢基礎年金・遺族基礎年金は、年金証書他			
	敬老乗車証	親族	・敬老乗車証	20	健康長寿推進課	緑
	老人医療	親族	福祉医療費受給者証 (老)			
	介護保険 ※65歳以上の方 及び40歳～64歳で 要介護認定を受けて おられた方 死亡した日から14日以内	親族	・介護保険被保険者証 ・各種減額証(お持ちの方のみ)	21		
	被爆者健康手帳 葬祭料支給申請	喪主	右記までお問合せください。	24		
	飲食店等 (営業許可・届出) 理容所・美容所 クリーニング所 公衆浴場等	親族 又は 代理人	右記までお問合せください。 死亡後、ただちに手続きをお願いします。 ※旅館業(民泊含む)は、医療衛生センター TEL: 746-7209	80	医療衛生コーナー	紫
	飼い犬登録変更	新しい飼い主	・犬の登録事項変更届			

チェックシート 【②亡くなられたとき】 (2/3)

2F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口番号	課	窓口の色
	重度心身障害者医療	親族	福祉医療費受給者証 (障)	50	障害保健福祉課	
	身体障害者手帳	親族	・該当する手帳			
	療育手帳					
	精神保健福祉手帳					
	特別児童扶養手当 (受給者) 死亡した日から14日以内	父又は母	・手当証書			
	特別障害者手当 障害児福祉手当 死亡した日から14日以内	親族	・認定通知書			
以下、お亡くなりになられた方 (保護者、児童) により手続きが異なります。						
	児童手当	親族	右記もしくは、市役所にお問い合わせください。 (申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。) ■保護者が亡くなられた場合は、亡くなられた方の配偶者から改めて申請してください。(15日以内) 請求手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられませんのでご注意ください。	51 52	子どもはぐくみ室	緑
	子ども医療	親族	右記もしくは、市役所にお問い合わせください。 ・子ども医療費受給者証 (申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。)			
	児童扶養手当	ひとり親家庭の 父母 又は親族	右記までお問合せください。			
	ひとり親家庭等医療	ひとり親家庭の 父母 又は親族	右記までお問合せください。			

*京都市子ども家庭支援課分室 TEL251-1123 (同分室のみ郵送可)
〒604-8171中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

※ 土地や建物の「相続による所有権移転登記」は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

※ 上記以外の書類が必要になることがあります。
 京都西年金事務所 TEL: 323-1170 右京区西京極南大入町81 (天神川五条上る一筋目西入)
 年金ダイヤル TEL: 0570-05-1165 ※IP電話・PHSから03-6700-1165

チェックシート 【②亡くなられたとき】 (3/3)

市税に関すること

現在、区役所内に市税の窓口はありませんので、税に関するお問合せは、区役所2階（西側）に設置しております税所属直通電話を御利用いただくか、以下の問合せ先に御連絡いただきますよう、お願いいたします。

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	問合せ先
	原付バイク、ミニカー、小型特殊自動車、特定小型原付に関すること	相続人 又は代理人	<ul style="list-style-type: none"> 届出者の本人確認書類 ナンバープレート 相続人であることを証明する書類（戸籍全部（個人）事項証明書） （代理人の場合は）委任状 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> □上記以外の書類が必要になることがあります。 詳細は右記までお問い合わせください。 </div>	軽自動車税 お問合せ 電話 213-5467
	現所有者の申告に関すること	相続人	<ul style="list-style-type: none"> 現所有者の申告書 戸籍謄本 遺産分割協議書の写し（ある場合） 遺言書の写し（ある場合） <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> □上記以外の書類が必要になることがあります。 詳細は右記までお問い合わせください。 </div>	<固定資産税 （土地・家屋）> （土地） 746-6451 （家屋） 746-6452

※ 土地や建物の「相続による所有権移転登記」（R6.4～義務化）は、不動産の所在地を管轄する法務局☆に申請が必要です。

☆右京区内の不動産 京都地方法務局嵯峨出張所
右京区嵯峨天龍寺車道町33-20（TEL861-0742）

固定資産税（土地・家屋）に関すること

【市税事務所固定資産税室固定資産税第3担当】中京区室町通御池南入円福寺町337ビル葆光7階

軽自動車税（種別割）に関すること

【軽自動車税事務所】伏見区深草中川原町13番地の7 京都管理基地事務所2階

【軽自動車税事務所（分室）】中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階
（TEL：213-5467）

※税所属直通電話の運用時間は8：45～17：00

管理所属は京都市役所行財政局税務部税制課（TEL：213-5200）